

令和5年度 やくも意宇学園 八雲中学校

～ 学校いじめ防止基本方針 ～

やくも意宇学園教育目標

教育目標（小中一貫教育スローガン）
夢と希望をもって共に高めあう
児童・生徒（八雲っ子）の育成

めざす子ども像
○共に生きる子
○学び続ける子
○たくましく伸びゆく子

やくも意宇学園 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたいじめから子どもたちを救うためには、学校・家庭・地域の大人一人一人が「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」との認識と「いじめはどの子にも、どの学校・学級でも起こりうる」との認識を持ち、すべての子どもたちが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外においていじめを防止していくよう取り組まねばならない。

教職員の人権意識の向上

○生徒が安心して学校生活が過ごせるよう、教職員自身がお互いの人権を尊重する。
○協同して教育活動に取り組み、人権感覚を磨くよう研修の充実を図る。

保護者・地域との連携

保護者、地域から寄せられる情報を有効に活用し、生徒のいじめ等に関する行為を様々な目で発見することに取り組む。

いじめに関する生徒指導観

いじめはどの子にも、どの学校・学級でも起こりうることであり、「いじめが発生した学校は悪い学校」と考えるのではなく、いじめを早期に発見して、早期に対応することの重要性を第一として「いじめを積極的に見出し、適切に対応する学校が良い学校である」といういじめ観、生徒指導観を大切にす。

いじめの未然防止等に関わる取組

～ すべての生徒が安心して過ごせる学校づくり ～

- いじめ問題に対する教育の推進
 - きまりや法を尊重し、規律正しい態度で生活する学校
 - ◇道徳教育の充実 ◇規範意識の高揚 等
- 人権教育の推進
 - 自分の意見や考えを持ち、自分の言葉できちんと伝え合い、他人の考えや意見を認め合える学校
 - ◇わかる楽しさ・できる喜びを感じる授業づくりの推進
 - ◇互いの考えを伝え合い、ともに高め合う授業づくりの推進 等
- インターネットを通じて行われるいじめの防止
 - インターネット上で情報を拡散させたことが原因の諸問題を理解させることができる学校
 - ◇メディア教育 ◇情報モラル教育（タブレット端末使用に関するルール）
- いじめを発生させない組織づくり
 - 学校に自分の居場所があると感じるとともに、自己肯定感や自己有用感を感じることができる学校
 - ◇「アンケートQ-U」を活用したよりよい学級集団づくり
 - ◇体験活動・生徒会活動・異学年交流、小学校との交流の充実 等
 - 生徒と教職員が円滑な関係を築くことのできる学校
 - ◇生徒の現状・人間関係等の適切な把握 ◇日常的な教育相談の充実
 - いじめに対して高い意識をもつ教職員集団
 - ◇「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」の活用 等
 - ◇特別な支援や配慮が必要な生徒への対応を学校全体で理解・啓発する。

学校運営協議会

学校と地域住民との間の信頼関係を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善並びに生徒の健全育成に取り組む。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条より）

校内体制の構築

コーディネーター：生徒指導主事

【生徒指導部会】 定期的に開催
校長・教頭
生徒指導主事・学年生徒指導担当
教育相談担当・養護教諭
特別支援コーディネーター・SW

【教育相談・個別支援】
○教育相談週間（学期1回）
○SC相談日（月2回）
○アンケートQ-Uの実施・分析
○SWとの連携 等

【ケース会議】 随時
【サポート会議】 随時（市教委対応）
【いじめ対応プロジェクトチーム】
いじめ発見時に招集
生徒指導部会メンバー、学年主任
SC、PTA役員、地推協委員

いじめのレベル（深さ度）

レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視。
レベル2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視。
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、物かくし等精神的苦痛を伴う実害がある。
レベル4	長期間の集団無視、強要、服を脱がせる等重度の実害発生。不登校になる、転校を保護者・本人が検討。
レベル5	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る。

いじめの早期発見に関わる取組

いじめ等の行為に早急に対応し、いじめ等の行為が継続して重大な事態に陥ることを防ぐため、いじめ等の早期発見に取り組む。

- いじめ等の問題行動に関する研修や子どもの見方、とらえ方に関する研修等を通じた、教職員の資質向上を図る。
◇教職員研修の充実 ◇教師の人権感覚チェックリストの活用等
◇特別な支援や配慮が必要な生徒の情報共有、対応の仕方
- 日常的・計画的な生徒観察や教育相談、アンケート調査等を実施し、生徒が自分の悩みを訴えやすい環境を整備するとともに、生徒の些細な変化を見つその背後に潜んでいる可能性があるいじめ等の行為の発見に努める。
◇教育相談の充実 ◇アンケートQ-Uの活用
◇人権アンケートの実施 等
- 保護者、地域等から寄せられる情報を有効に活用し、生徒のいじめ等に関する行為を様々な目で発見することに取り組む。
◇保護者・地域との連携

把握したい事実

誰が誰に対してのいじめか【個人か 集団か】
どのようないじめか【内容】
きっかけは何か【原因・動機・背景】
いつ頃からどれくらい続いたか【期間】

いじめの対応に関する取組

いじめ初期対応の基本
「さしすせそ対応」

さ 最悪の事態を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織を挙げて対応する

発見

教職員の日常観察での発見（小さなサインを見逃さない）
本人からの申し出 保護者からの訴え いじめアンケート
本人以外の生徒からの申し出 地域からの情報

被害生徒保護者への対応

保護者の立場に立って、受容と共感の態度で対応する。
・家庭訪問して保護者へ報告
・学校の誠意が伝わるよう指導方針を伝え理解を求める
・指導状況の進展について、継続的な情報提供をする。

いじめ対応プロジェクトチームへ報告

プロジェクトチームで情報の共有、対応

事実の概要に基づく対応方針の決定 情報や対応等の記録・共有
詳細な事実・状況確認 外部検討委員会への報告・意見具申
・担任が全員と面談・複数で分担して個人面談 等
事実に基づく対応の継続や方針の修正・関係機関との連携

関係諸機関との連携

市教育委員会
学校対応に関する指導・支援・指示
指導主事の派遣
関係諸機関とのコーディネート
サポート会議の運営

加害生徒保護者への対応

いじめの事実を正確に伝え、学校の指導方針について理解を求める。いじめの行為に至った背景や内面について話し合い、当該生徒の人格の成長に向けた家庭でのかかわりを継続的に支援する。

具体的対応（学校体制での取組）

事案認知後の対応（訴え・申し出・発見があつて24時間以内に開始）

被害生徒の立場に立った親身な対応
・話（事情）を聞きやすい場と時間の設定（相談室・保健室等）。
・危機（身体的・精神的）が回避できる場と時間の確保。
・傾聴、共感的理解、適応サポート等に配慮した対応。

加害生徒への対応
・当該生徒の人格の成長を旨とする（内面に迫る指導に努める）。

・いじめの行為に至った背景や内面の把握を行う。
・いじめの行為や相手に与えた苦しみに具体的に気づかせる。
・毅然とした態度で指導する。

全体への指導（いじめに立ち向かう正しい行動がとれるよう指導する）
・傍観者の態度はいじめに加担したと同様であることへの理解。
・全ての子どもたちの問題として、話し合いを組織的に実施する。

地域・地域推進協議会等の方からアドバイス

外部専門家

警察（少年係）

重大事態への対応

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※申立てがあつたときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等にあたる。 県・市の方針より

状況に応じた特別な対応

◆緊急保護者会の開催
◆SCの緊急要請・対応
◆マスコミ（報道）等の対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）に沿って対応する

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価によって評価し、振り返りと改善を行う。